

武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

## 武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、市立保育園において、武蔵野市（以下「市」という。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を、法第34条の12の規定に基づき武蔵野市一時保育事業（以下「一時保育事業」という。）として実施することにより、保護者の子育てを支援するとともに、児童福祉の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立保育園 武蔵野市立保育園条例（昭和33年10月武蔵野市条例第19号）別表に掲げる保育園をいう。
- (2) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。
- (4) 家庭的保育事業等 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。
- (5) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児のうち、生後3月以上であるものをいう。
- (6) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- (7) 保護者 親権を行う者その他の者で、乳児又は幼児を現に監護するものをいう。
- (8) 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。

### (対象者)

第3条 一時保育事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「対象乳児等」という。）の保護者であって、規則で定める事由により家庭において保育を行うことが一時的に困難であるものとする。

- (1) 市内に居住していること。
- (2) 健康で、かつ、集団での保育が可能であること。
- (3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当することについての同法第20条第4項に規定する支

給認定を受けている保護者に係る乳児又は幼児にあつては、現に保育所若しくは認定こども園に在籍しておらず、又は家庭的保育事業等を利用していないこと。

(実施園)

第4条 市は、市立保育園のうち、規則で定めるものにおいて、一時保育事業を実施する。

(定員)

第5条 一時保育事業による保育の利用定員は、1園につき1日当たり5人までとする。

(実施日)

第6条 一時保育事業を実施する日は、次に掲げる日を除く毎日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- (4) 前3号に掲げるもののほか、武蔵野市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める日。

(保育時間及び利用回数)

第7条 一時保育事業の保育時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 一時保育事業の利用回数は、対象乳児等1人につき1週間当たり3回までとする。

(利用登録)

第8条 一時保育事業を利用しようとする者は、当該利用に先立ち、対象乳児等について、規則で定めるところにより利用の登録の申請をし、市長による登録の決定を受けなければならない。決定を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 前項の規定による登録の決定（以下「登録決定」という。）を受けた対象乳児等（以下「登録決定乳児等」という。）の保護者（以下「登録決定者」という。）は、登録決定の際に、登録料として、登録決定乳児等1人につき500円を市長に支払わなければならない。

(利用の申込み)

第9条 登録決定者は、一時保育事業を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、利用の予約をしたうえで、利用の申込みをし、市長による利用の決定を受けなければならない。決定を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用料等)

第10条 前条の規定による利用の決定（以下「利用決定」という。）を受け

た者（以下「利用決定者」という。）は、当該利用の日（以下「利用日」という。）までに、当該利用決定に係る登録決定乳児等（以下「利用決定乳児等」という。）1人につき1日当たり、別表左欄に掲げる利用時間に応じ、同表右欄に定める利用料を市長に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用決定者は、第7条第1項の保育時間内において、利用決定に係る時間（以下「利用決定時間」という。）を超えて一時保育事業を利用したときは、別表に定めるところにより、実際に利用した時間に応じた利用料を市長に支払わなければならない。
- 3 利用決定者は、やむを得ない事由により午後5時を超えて一時保育事業を利用したときは、前2項に規定する利用料に1,000円を加算した額を市長に支払わなければならない。
- 4 利用決定者のうち、給食の提供を希望するものは、利用日までに、給食費として、当該給食の提供に係る利用決定乳児等1人につき1食当たり300円を市長に支払わなければならない。

（利用の取消し等）

第11条 利用決定者は、その利用を取り消そうとするときは、利用日の前日までに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用日において利用決定時間の開始までにその利用の取消しの届出をするときは、利用決定者は、取消料として、前条第1項の規定により決定された利用料（以下「利用決定利用料」という。）の2分の1に相当する額を市長に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において既納の利用決定利用料があるときは、これらの規定による利用の取消しの届出を受ける際に、これを還付する。ただし、前項に規定する取消料があるときは、既納の利用決定利用料のうちからこれを控除する。
- 4 利用決定者は、第1項又は第2項の規定による利用の取消しの届出をすることなく一時保育事業を利用しなかったときは、取消料として、利用決定利用料の全額に相当する額を市長に支払わなければならない。この場合において既納の利用決定利用料があるときは、これを当該取消料に充当する。
- 5 第2項又は前項の規定により取消料を支払わなければならない者は、当該取消料を市長に支払うまでは、一時保育事業を利用することができない。

（登録決定の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録決定を取り消すことができる。

- (1) 登録決定乳児等が第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

- (2) 登録決定者が偽りその他不正の手段により登録決定を受けたとき。
  - (3) 登録決定者又は登録決定乳児等が一時保育事業の運営を著しく損なう行為を繰り返し行ったとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、登録決定乳児等を一時保育事業により保育することが困難であると市長が認めるとき。
- (その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、一時保育事業の実施について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用する一時保育事業について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に一時保育事業の利用について登録されている対象乳児等は、施行日に、第8条第1項の規定により登録されたものとみなす。この場合において、その登録されたものとみなされた対象乳児等の保護者については、同条第2項の規定による登録料の支払を要しない。
- 4 施行日前になされた一時保育事業の利用に係る利用の予約及び申込み、利用の取消しの届出その他の行為（既に一時保育事業の利用を終了している場合の当該利用に係るものを除く。以下「申込み等」という。）は、この条例の規定によりなされた申込み等とみなす。

別表（第10条関係）

利用時間	利用料
2時間以内	1,000円
2時間を超え4時間以内	2,000円
4時間を超え6時間以内	3,000円
6時間を超え8時間以内	4,000円

注 1時間を超えて利用する場合において、実際に利用した時間に10分に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(提案理由)

武蔵野市一時保育事業の利用登録料等について定めるため、制定するものである。